

<対策のポイント>

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等が経営再建のために借り入れる農業近代化資金等について、農業信用基金協会に当該資金に係る保証料免除相当額を補てん等することにより、農業者等の経営再建に必要な資金の融通を円滑にします。

<政策目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対象者

甚大な自然災害等により被害を受け資金を必要とする農業者等であって、当該被害について、被害内容の証明を市町村長から受けたもの等

2. 措置内容等

(1) 対象資金：農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金

(2) 措置内容

① 被災農業者等支援対策

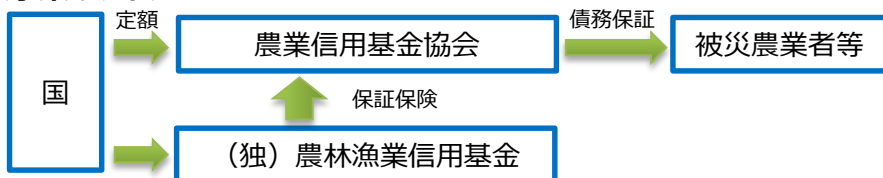
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を貸付当初5年間免除するための補助金を交付。

② 大規模災害被災農業者等支援対策

令和2年7月豪雨等により被害を受けた農業者等の経営再建に必要となる農業近代化資金等の借入れについて、農業信用基金協会が実質無担保無保証人で債務保証の引受けができるよう、農業信用基金協会及び（独）農林漁業信用基金の財務基盤を強化するとともに、①に加え6年目以降の保証料の一部（無担保保証料と有担保保証料の差額相当額）を免除するための補助金等を交付。

<事業実施機関>（都道府県）農業信用基金協会、（独）農林漁業信用基金

<事業の流れ>



<事業イメージ>

